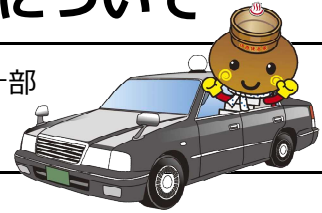


渋川市高齢者タクシー利用券の交付について

市では、高齢者の外出を支援するため、次のとおりタクシー利用料金の一部を助成します。



【対象者】次の要件を**全て**満たす人

- 本市に住所を有し、実際に居住している人
- 昭和25年3月31日以前生まれの人（令和6年度内において75歳以上の人）
- 運転免許証を持っていない人

1 助成内容

高齢者タクシー利用券（1枚500円）を48枚交付します。

※券は冊子になっています。利用時は、キリトリ線で切り取ってご使用ください

※券の使用期限は、令和7年3月31日までです

2 申請方法

（1）申請に必要なもの

- ①申請書（市役所交通政策課及び各行政センター窓口で受け取れます。市ホームページからもダウンロードできます。）

※記載もれがあると、受付に時間がかかります。もれなく御記入ください

- ②本人確認書類（マイナンバーカード・後期高齢者医療被保険者証等）

※令和5年度にこの券を利用された方で、住所等に変更のない場合は本人確認書類は不要です

（2）申請場所

- ・渋川市役所交通政策課（第二庁舎）
- ・渋川市役所各行政センター

※代理人の申請も可能です。申請者本人の本人確認書類（原本）及び代理人の本人確認書類（原本）をお持ちください。

代理人申請の場合、申請書の代理人欄に、来庁された方の情報を御記入ください

※券は、窓口で即日交付できません。後日、対象者あてに郵送します

（3）申請受付期間

令和6年4月1日（月）から令和6年12月27日（金）まで

※券の交付は、**年度内1回限り**です

3 タクシー利用券の使用方法

（1）乗車の際に運転手へ「タクシー利用券を使用する」と伝えてください。

（2）目的地に到着したら、運転手にタクシー利用券を提出し、タクシー料金から助成金額を差し引いた金額を支払ってください。

※**タクシー利用券は、タクシー料金を超えない範囲内で1回の乗車につき1人6枚まで使用**できます

4 利用できるタクシー事業者

事業者名	電話番号	住所（渋川市）	
日本中央交通（株）	（0279）23-1828	有馬1614-7	
群北第一交通（株）	（0279）22-2245	渋川1826-29	
介護 タク シー	はっぴーすまいる渋川	（0279）26-2940	有馬149-10 ファミーユ101
	おがた社会福祉事務所	080-2308-1599	石原2404-37
	介護福祉タクシーメビウス	090-3965-3434	渋川581-1

※介護タクシーは、介助を要する方が利用できます

5 使用上の注意

- （1）券を使用できる期限は、令和7年3月31日までです。
- （2）券を使用できるのは、**交付を受けた本人のみ**です。ただし、付添人が同乗することはできません。
- （3）タクシー利用券を使用できるのは、**乗降場所のいずれかが市内**でなければなりません。
※使用できる例：渋川市内→渋川市内、渋川市内→沼田市、吉岡町→渋川市内
※吉岡町→榛東村、前橋市→吉岡町など、渋川市が乗降のどちらにも関わらない移動には使用できません
- （4）券は**再発行できませんので、紛失しないようにしてください。**
- （5）タクシー利用券は、市が実施する他の事業のタクシー利用券と併用して使用することはできません。
- （6）券を第三者に譲渡又は売買をすることはできません。万が一不正に利用したときは、助成した金額を返還していただきます。



【問合せ先】 渋川市建設交通部交通政策課（第二庁舎）

TEL:（0279）22-2264